

平成23年度 第2回 富士見市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	平成24年2月9日（木） 14時00分 市長公室
出席委員の 氏名及び職業	委員長 山下 勇一（埼玉大学 経済学部教授） 委員 尾崎 晴男（東洋大学 総合情報学部教授） 委員 平岡 直也（あおい総合法律事務所 弁護士）
事務局等職員の 氏名及び職業	総合政策部長 斉藤新太郎 管財課長 柴崎照隆 副課長 本多忠嗣 主任 深澤隆 主事 濱野伸秀 道路治水課長 橋本和幸
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会（管財課長） 2 委員長あいさつ（山下委員長） 3 議事（進行＝山下委員長） <ol style="list-style-type: none"> (1) 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> ①建設工事等に関する入札及び契約状況について ②入札参加停止情報について (2) 審議案件 <ol style="list-style-type: none"> ①建設工事案件に係る審議（一般競争入札）6件 ②建設工事案件に係る審議（随意契約）1件 ③建設関連業務案件に係る審議（指名競争入札）3件 (3) 委員による協議 (4) 審議結果講評 (5) その他 4 閉会（管財課長）

議事の経過

主な意見・質問等	内容・説明等
(1) 報告事項（事務局から説明） <ol style="list-style-type: none"> ①建設工事等に関する入札及び契約状況について <u>委員各位</u>：指摘事項なし ②入札参加停止情報について <u>委員各位</u>：指摘事項なし 	→ <u>事務局</u> ：資料1～7に基づき説明をおこなった。 → <u>事務局</u> ：資料8に基づき説明をおこなった。
(2) 審議案件（各担当課・管財課から説明） 平成23年度上期執行入札より10件抽出。 <u>案件抽出委員</u> ：工事・業務委託や担当課の重複に気をつけた上で、落札率の高低や入札業者を確認し、10件選定した。	
①建設工事案件に係る審議（一般競争入札）6件	→ <u>事務局</u> ：資料「様式第6号その1」に基づき各案件

- 1 柳瀬第9污水管渠築造工事（第1工区）
- 2 市立水谷東公民館駐車場改修工事
- 3 市立鶴瀬小学校トイレ改修工事
- 4 みずほ東公園遊具更新工事
- 5 道路築造工事（23-第2工区）
- 6 市立小学校屋内運動場放送設備修繕

委員：経営規模等評価結果通知書とは、どのようなものか。富士見市ではどのように利用しているか。

委員長：市町村レベルでは、入札参加資格の制限としても利用している。

委員：2～6番の919点以下という条件は、広く参加者を募っているという認識でよいか。

委員：市内に本支店を有する場合と、隣接市町に本支店を有する場合で参加基準が違う。また、市内業者のみの入札は、最低制限価格を設け、市外業者が入ると低入札調査基準価格が適用されている。

委員長：入札参加資格は、内容・工種・金額が決まると自動的に条件が決まるような基準で運用しているのか。その都度考えているのか。

委員長：4月に掲載する発注予定表に記載して公表しているか。

委員長：入札参加資格はどの段階で示すのか。

の説明をおこなった。

→**事務局**：国土交通大臣が登録した経営状況分析機関が行っている。建設業者は建設業法の規定により必ずこの経営事項審査を受けなければならない。経営状況・規模・技術力や社会性などを数値化して評価し、本市では、その点数を基に格付けをしている。

→**事務局**：設計金額によって基準を設けている。本件は、結果として範囲が広がったもので、設計価格からB・C・Dにランクづけされた業者を対象にした。

→**事務局**：金額や15社程度の応札可能業者確保を目安に条件を広げている。市内業者の入札機会を増やすため市外業者と参加基準を分けている。

市内業者を対象とした入札は、業者の保護育成の観点から最低制限価格を適用している。市外業者を含めた入札は、大規模業者も対象となるため低入札調査基準価格を適用。

→**事務局**：市内では業者が少ない業種が幾つかあり、工事内容・金額も見ながら案件毎に条件を確認しながら設定している。

→**事務局**：工事名・工事場所・期間・種別・概要・執行方法のみの公開となっている。

→**事務局**：告示で示す。具体的にどの段階で決定するかは管財課に執行依頼があった時。管財課では、一定の基準の中で業種を広げるような検討も行う。例えば、空調工事だから管工事と決めるのではなく、内容を確認し、電気工事業者まで広げる。

委員長：以前審議した東大久保浄水場の監視システム改修工事は、どの段階で2回に分ける判断を行ったのか。

→事務局：各部署（運営施設）レベルで判断している。施設を熟知しているので、影響範囲を考えながら、機能停止にならないよう、どこまで出来るのか判断を行い、結果として2回となった。

委員長：今回の審議対象案件ではそういった案件は無いということか。

→事務局：そのとおり。

委員：調査基準価格以下になって、調査を実施した案件はどの位あるのか？

→事務局：今回の審議案件にも2件実施した案件がある。平成24年1月末現在、一般競争入札で9件調査を実施している。

委員：調査の結果、失格となることはあったか。

→事務局：今のところ無い。

委員長：誰が審査し、どのような調査をするのか。

→事務局：管財課と発注担当課の課長とそれぞれの担当者の4名で審査する。業者に対し資料の提出を求め、その確認と業者を呼んでヒアリングを行う。市側の積算書と業者側の内訳書で極端に違う価格の項目を精査し、たとえば、自社で重機を持っているなどその理由を書面で提出するよう要請し、その理由が妥当であるかどうかを見る。

委員：1の工事は、県内まで対象を広げているが、市内本支店の対象業者は何者あったか。

→事務局：対象者数はA・B対象工事で、Aランク3社、Bランク10社の計13社。

委員：13社可能性があるのであれば、県内まで条件を広げる必要があったのか。

→事務局：金額によって範囲が決まる。

委員：県内まで選定範囲を広げる場合、幾ら以上から適用となるのか。

→事務局：5千万円以上で県内に枠を広げている。

委員：4の工事は、1の工事とは範囲基準が違うということか。

→事務局：そのとおり。工種により違う。

委員：1の工事は、入札額のバラツキが非常に目立つ。下は4千万から上は5千8百万で、仕様書からうまく積算が出来なかったような札の入れ方である。一方、3の工事は、予定価格の辺りで入札額が集中している。仕様書の精度に違いがあるのではないか。

→事務局：仕様書の精度にばらつきは無いと考えております。傾向として、建築は質疑が多く、それに対する回答を適宜行って、土木は質疑が少ないので仕様の解釈によってバラツキが生まれるのではないかと考えている。各社の体力と技術力の関係や仮設工事の考え方等が影響していると思われる。

②建設工事案件に係る審議(随意契約) 1件
市立富士見ガーデンビーチ起流ポンプ等改修工事

委員：最終的に請負業者は、神奈川の業者となっている。一般競争入札では、市内～県内の範囲で制限すると聞いているが、市の方針に沿っていない。県外業者に見積もりを依頼した理由は、

委員：随意契約となった場合、業者選定は担当課に戻るとのことか。

委員：入札対象となった市内業者は何社か。また請負業者の支店等もこの中に無かったのか。

③建設関連業務案件に係る審議(指名競争入札) 3件
1 配水管布設実施設計業務委託(その2)
2 交通量調査業務委託
3 市立鶴瀬公民館(本館・ホール館)耐震補強工事設計業務委託

委員：2の業務について、測量会社を選定している理由は何か。調査内容の詳細も説明がほしい。

委員：3の業務について、技術職員が公民館にいるということか。また、教育政策課(委任後管財課)の意味は、

委員：不調となった案件は、その後どう対応しているか。

委員：そういった情報も今後は載せるように。

→事務局：資料「様式第6号その3」に基づき案件の説明をおこなった。

→事務局：一般競争入札では、大規模案件以外は県内業者で制限している。随意契約については、担当課の裁量で選定を行っている。当該業者は、市内学校のプールろ過装置で実績がある。担当課で、実績・工期・金額を考慮し、見積もりの依頼をしたのだと考えられる。

→事務局：そのとおり。

→事務局：機械器具設置業者は1社、管工事は12社の計13社。県内の機械器具設置業者は38社、管工事は82社の計133社。支店登録は無い。

→事務局：資料「様式第6号その2」に基づき案件の説明をおこなった。

→道路治水課長：市内コンサルタント業者で交通量調査の登録をしている業者は、測量会社のみであるため。調査は、車種、方向、台数、渋滞長、時間等を交差点毎に記録する内容となっている。

→事務局：技術職員はいない。予算付けのみで、技術者がいる部署に協力を要請し、設計・工事を行っている。本件は、予算を持つ教育政策課より建築技術者がいる管財課に工事の執行委任という形で依頼を受けた。

→事務局：基本は、地域を広げて再度入札を行うか、設計内容を見直して再度入札を行う。

→事務局：情報を載せるよう工夫する。

<p>(3) 委員による協議</p> <p>(4) 審議結果講評 審議案件について (意見具申については、委員会意見の項目に記載)</p> <p>(5) その他 (管財課事務局から説明)</p> <p>①前回の追跡調査となった「水子地区整備計画検討業務委託」について</p> <p>②次回の会議日程について</p>	<p>→委員各位：承認</p> <p>→事務局：当初、3月18日～8月31日の契約期間となっていたが関係地権者等の協議に時間を要し、整備方針や個別アンケートの実施など、合意形成に相当の時間を必要とすることから、履行期間を延長し、平成24年3月16日までとなった。現在も継続中である。</p> <p>→事務局：7月下旬以降を考えている。後日改めて調整する。</p>
---	--

<p>委員会意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆入札不調の例があり、最終的な結果に影響をおよぼす。不調の情報も載せるようにすること。 ◆市内業者を育成するため、総合評価方式の入札を推進すること。 ◆年間発注予定表について、10月に見直しを行うこと。また、作成時に工事発注時期の平準化を検討すること。
--------------	--